

レジュメその2 第7編～第12編

第7編 坂和章平監訳・監修 邦訳・監修 邦訳

- ・野田進、松井茂記 編著『シネマで法学』(平成12年 有斐閣ブックス)
- ・坂和章平 著『SHOW-HHEY シネマルームI』(平成14年 新日本法規出版)
- ・坂和章平 著『SHOW-HHEY シネマルームII』(平成15年 オール関西)

第1章 まじめな問題提起

1. 「金融危機列島・呪縛」を考える
2. 「プライベート・ライアン」と「島の城」を見る「公と私」
3. 陪審映画あれこれ —— 「12人の怒れる男たち」、「12人の優しい日本人」

第2章 アメリカ映画を考える

- 第1. 平成15年アカデミー賞候補作にみる論点
 1. 「ギャング・オブ・ニューヨーク」の論点
 - ①宗教、②ギャング、③南北戦争、④アメリカの民主主義、⑤ニューヨーク (9・11テロ)
 2. 「シカゴ」に見る論点
 - ①1920年代 (禁酒法時代)、②酒、舞台、女 (セックス)、スキャンダル、③アメリカ映画
 3. 「戦場のピアニスト」に見る論点
 - (「聖なる嘘つき その名はジョイコブ」、「ライフ・イズ・ビューティフル」参照)
 - ①ナチスドイツのユダヤ人虐殺、②1939年9月1日ナチスドイツ、ポーランドへ侵襲
 - ③ショパンの「ノクターン」とベートーヴェンの「月光」の対比

第2 アメリカの法廷サスペンスものの面白さ

- 「ワイルドシングス」、「レインメーカー」、「ザ・ファーム法律事務所」、「ペリカン文書」
- 「依頼人」、「評決のとき」、「陪審員」

第3 アメリカ映画に見る法律問題

- 「エリン・ブロコビッチ」、「2番目に幸せなこと」、「ハッチ・アダムス」、「アイ・アム・サム」
- 「インサイダー」、「ザ・ハリケーン」

第4 アメリカ映画に見る民主主義、社会問題

- 「マジェスティック」、「ジョンQ」、「アバウト・シュミット」

第5 世界の「憲兵」としてのアメリカ

1. 007シリーズ「ダイ・アナザー・デイ」(1962年の第1作から20年、40作目)
 - ①米ソ冷戦 (1960年代)、②1963年ケネディ暗殺、③1964年フルシチョフ失脚
2. ベトナム戦争の名作
 - 「ワンス・フォー・エバー」、「地獄の黙示録」、「プラトーン」、「7月4日に生まれて」
3. 世界の「憲兵」としてのアメリカ —— 「エネミー・ライン」、「9デイズ」
4. スーパー・ヒーロー —— 「コラタルドゥメージ」
5. その他 —— 「13デイズ」、「トータルフィアーズ」、「K19」

2. その構造
 - ① 土地本位制経済
 - ② 1億総不動産屋 —— 土地を投機の対象
 - ③ 金融の応援 (銀行、大蔵省) (金利の下りと融資額の拡大)

第2 1985 (昭和60) 年は大きな節目

- 大前研一著「質問する力」(平成15年 文藝春秋)
- 1. 冷戦構造の崩壊の始まり —— ゴルバチョフの登場で一気終結へ
- 2. ブラザ合意
 - 「アメリカの貿易赤字と日本の貿易黒字を減らすために、日本は内需を拡大する。また為替レートを円高ドル安にする。」
 - ⇒ 1ドル=360円 (1949年) で始まった固定相場は1971年に変動相場へ移行し、1ドル=235円 (1985年) から最高1ドル=80円 (1994年) へ。
- 3. ウィンドウズ1.0の発売 (ビル・ゲイツ創業のマイクロソフト社)
 - ⇒ パソコンOSの世界標準 (1985年以前を「BG」、以降を「AG」)

第3 バブル全盛期の都市問題

1. NHK特集 昭和61年9月 「土地は誰のものか」を放映
2. 地上げの横行
3. 駅前再開発の拡大

第4 バブル崩壊のメカニズム

1. 政府の3つの対策
 - ①平成元年 国土利用計画法に基づき地価の監視制度を徹底 (国土利用計画法の監視区域)
 - 公示地価を著しく上回る土地の値付けを認めない
 - ② # 年 金融の総量規制をスタート
 - ⇒ 公定歩合の上昇、利息の上昇、融資の総量のしぼり上げ
 - 不動産屋の借金未返済、銀行の巨大な「こげつき」が不良債権に
 - ③平成4年 都市の土地利用規制
 - 新都市計画法 (平成4年) によって土地利用を厳しくコントロールしようとした。

第5 不良債権の処理

1. 不良債権の発生と銀行の破綻
 - ①平成4年 金融機関の不良債権をはじめて公表
 - 21銀行 破綻先、延滞債権、8兆円 (対総資産比1.13%)
 - ②平成6年12月 東京協和信用組合と安全信用組合の破綻処理 (はじめての銀行の破綻処理)
 - ③平成7年6月 不良債権 約40兆円と公表
 - ④ # 年8月 コスモ信用組合、本邦信用組合、兵庫銀行破綻
 - ⑤平成9年10月 北海道拓殖銀行、山一証券の破綻
2. 法専 (住宅金融専門会社の不良債権) 問題発生 (額在化) (6.4兆円)
 - ⇒ 6.850億円の公的資金 (税金) 投入の可否が議論
 - ⇒ 住宅金融債管理機構発足 (平成8年7月)
 - 中坊公平弁護士社長 (平成の鬼平)

第3章 日中の歴史と日中戦争を考える

- 第1. 歴史的流れ
 - ・1931年9月18日 柳条湖事件
 - ・1936年 西安事件
 - ・1945年 日本敗戦
 - ・1945年～ 国共内戦
 - ・1949年 中華人民共和国内成立
 - ・1957年 毛沢東大躍進運動
 - ・1966年 文化大革命
 - ・1976年 毛沢東死亡 (革命第1期終わる)
 - ・1989年 天安門事件
 - ・2003年3月 第4世代 (胡錦濤) への権力移行

資料37の1、2

- 第2. 「宋家の三姉妹」
- 第3. 「活きる」、「さらば、わが愛/霸王別姫」
- 第4. 五味剛純平原作「戦争と人間」日活3部作 (1970、1971、1973年)
- 第5. 劇団四季ミュージカル「異国の丘」、「李香蘭」

資料35

第4章 日本映画

- 第1. 日本映画に見る法律問題 —— 「13階段」、「39 (刑法第三十九条)」、「思い家」
- 第2. 日本映画にみる社会問題 —— 「突入せよ!あさま山荘事件」、「GO」、「宣戦布告」、「凶器の桜」、「KT」、「化胎術」

第3. 日本のヤクザ映画

- ・「新仁義なき戦い/謀殺」
- ・ヤクザ映画の系譜 (1960年代)
 - 高橋英樹「男の紋章」、高倉健「網走番外地」と「昭和残侠伝」、藤純子「雑律丹博徒」
 - ・実録路線への転換 —— 菅原文太「仁義なき戦い」(広島ヤクザ抗争)
 - ・暴対法の施行
 - ・山口組顧問弁護士 山之内幸夫

第4. 復活!日本映画 —— 日本映画に惚れ直し

- 「たそがれ清兵衛」(日本アカデミー賞総なめ)、「千と千尋の神隠し」、「壬生義士伝」

第5章 元氣な韓国映画

- 「シュリ」、「JSA」、「ボイス」、「二重スバイ」

第6章 アジア映画等にも注目

- 「カンダハール」(イラン・仏映画)、「櫻子の1500マイル」(オーストラリア映画)

第7章 「誇大宣伝」(?) 映画に踊る日本人

- 「ハリウッドスター」、「ロード・オブ・ザ・リング」

第8編 正史資料編

第1章 土地バブルの発生と崩壊

西村吉正著「金融行政の成敗」(平成11年 文芸春秋)

- 第1. 土地バブルの発生
 1. 中曽根アーバン・リネーション (昭和59年) 規制緩和、民話、内閣拡大以降、土地、株、ゴルフ会員権の上昇

- ⇒ 預金保険機構、整理回収銀行も発足
- 3. 整理回収機構 (RCC) 平成11年4月発足
 - 中坊弁護士社長から鬼追明夫弁護士社長へ
- 4. サービサー法の制定
- 第6. 金融再生の動き
 1. 平成9年1月 財政構造改革会議発足 (議長橋本総理)
 2. ①平成9年11月 第2次金融危機
 - ② # 年11月 三洋証券が会社更生法申請
 - ③ # 年11月 山一証券が自主廃業
 - 〈「飛ばし」による簿外取引〉
 - ④ # 年7月～ タイの通貨危機発生、インドネシアにも。さらに東アジア一帯に拡大
 - ⑤平成9年3月 野村証券に総会関連企業への損失補償問題発生
 - ⇒ 大蔵省と銀行、証券問題との過剰接待問題発生
 3. 金融再生関連法成立
 - ①平成10年2月 預金保険法改正
 - 金融機能安定化緊急措置法成立
 - ⇒ 10兆円の国債
 - 20兆円の政府保証
 - 計30兆円の公的資金の活用可能
 - ②平成10年6月 金融監督庁発足
 - ③平成10年7月 金融再生トータルプラン決定
 - ⇒ 被破綻した銀行の融資業務などを引き継ぐ公的受け皿銀行創設 (ブリッジ・バンク)
 - 不良債権処理の枠組みの整備
 - 時価会計の導入
 - 金融検査マニュアルの公開
 - ④平成10年7月12日 参議院選挙で自民党大敗 ⇒ 橋本首相退陣
 - ⑤平成10年10月 金融再生法案成立
 - ⇒ 経済再生小委員会、宮沢大蔵大臣の下金融再生委員会の設置
 - 財政と金融の完全分離 ○金融行政の一元化
 - ⇒ 金融再生プラン・日本再生プランは実現するか?
 4. 平成11年10月 第2次小沢内閣発足
 - 金融再生委員長に就任した越智通雄元経済企画庁長官が、5金融機関から総額1億円弱の無担保融資を受けていたことが判明
 5. 平成11年9月～10月 映画 金融危機列島「呪縛」上映
 - 銀行再生を担う格好いいミドルエイジは本物か?
 6. 平成12年2月 越智通雄元金融再生委員長更迭、谷川研一金融再生委員長に交代
 7. 平成11年12月 金融再生委員会発足1年 破綻処理と公的資金投入
 - 平成10年 長銀 10月23日破綻 約4兆円投入

- 2. 平成8年4月1日 新保険業法の施行
 - ・生保、損保子会社による相互乗り入れ
- 3. 平成8年12月 日本保険協議会
 - ・平成10年7月までに損害保険料率自由化
- 4. 平成10年7月には損保業界にとって節目の月（保険料率の自由化の月）
 - ・セゾン自動車火災保険が「APS」を発売
 - ・セコム東洋が損害保険保険料20%ダウン（通販）
 - ・ソニーが損保子会社設立（ソニーインシュアランスプランニング）
 - ・アメリカンホーム保険、チューリッヒ保険「リスク細分型保険」発売
 - ・東京海上「T・A・P」発売。他の損保も追随。
 - ・通販、インターネットを活用した販売で低保険料を実現
 - ・補償内容を選択する新保険
 - ・フランスのアクサリアP 日本へ損保進出

- ⇒ ①損保業界淘汰の時代
 - ②自己責任の原則の再確認
- 5. 平成11年は損保業界の「再福元年」
 - 『織田信長、保険を統一』
 - 『坂本龍馬、時代を超えてこれに賛同』
 - 「皆、口運にまともよ」
 - 「時代が変わる。保険も変わらなかんぜよ。」
 - 『まとものお手本、毛利元成』
- 6. 損保業界再編成始動
 - ・平成11年10月 三井火災・日本火災・興亜火災統合へ（もち株式会社）
 - ・住友海上は？
 - ・東京海上は静観

- 第3. 銀行金融メガ再編（金融大統合）平成11年10月～
 - ・日本興業銀行＋第一勧業銀行＋富士銀行（もち株式会社）
 - ・住友銀行＋さくら銀行（合併）
 - ・三和銀行＋東海銀行＋あさひ銀行（平成12年3月）
 - ・東京三菱銀行＋三菱信託銀行（平成12年4月）

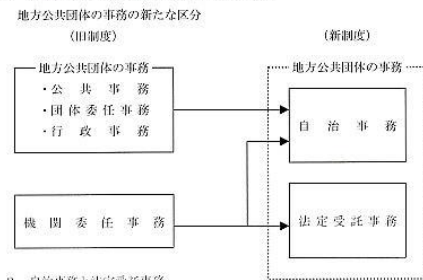
- 第4. 金融機関、損保の破綻
 - 平成12年5月 第一火災（損保）破綻
 - 平成13年11月 地域金融機関の週末破綻（5週連続で6信金9信組）
 - 〃 11月 大成火災（損保）破綻
 - 〃 12月 住宅金融公庫、5年内に廃止へ
 - 平成15年5月 リソナホールディングス破綻

第3章 行政改革

- 第1. 再直し
 - 日本型システムの改革 ⇒ 日本再生
- 第2. 行政改革の足取り

- ① 国と地方の関係を、現行の上下、主従の関係から新しい対等・協力の関係へと改める。それには国と地方の役割分担をはっきりさせる。中央集権型行政システムを改革して、地方分権型システムを構築する。
 - ② 機関委任事務を原則廃止して中央に集中している権限を地方に委譲する。国が法律や行政指導で定めているさまざまな規制を見直し。これらによって、国と自治体が対立した場合は中立的な立場で調整して、紛争の処理をする第三者機関として「国地方係争処理委員会（仮称）」を設置する。なお、解決しない場合は、高等裁判所に訴えを提起することができる。
 - ③ 財政関係を見直し、国庫補助金を合理化し、地方交付税は総額の確保、算定方法の見直しなどを行い、課税自主権を尊重して、地方財源の充実を図る。
 - ④ 都道府県と市町村の関係は、事務の配分や都道府県の市町村に対する関与の仕方を見直す。
 - ⑤ 市町村を、分権社会の基礎的な、自治責任をもった団体として自立させる。そのため、行政改革を進め、市町村合併や広域行政を推進する。
- 特に、②の機関委任事務の見直しと事務の配分、財政関係、⑤に重点が置かれている。

- 第3. 地方分権法の概要
 - 1. 国及び地方公共団体が分担すべき役割の明確化
 - 2. 機関委任事務制度の廃止及びそれに伴う事務区分の再構築
 - 3. 国の関与等の見直し
 - 4. 制限委譲の推進
 - 5. 必要規制の見直し
 - 6. 地方公共団体の行政体制の整備・確立
 - 7. 施行期日 平成12年4月1日
- 第4. 機関委任事務制度の廃止と新たな事務区分



- 3. 自治事務と法定受託事務
 - (1) 第1号法定受託事務
 - 法律又はこれに基づく政令により都道府県、市町村又は特別区が処理することとされる事務のうち、国が本来果たすべき役割に係るものであって、国においてその適正な処理を特に確保する必要があるとして法律又はこれに基づく政令に特に定めるもの
 - (2) 第2号法定受託事務
 - 法律又はこれに基づく政令により市町村又は特別区が処理することとされる事務のうち、都道府県

- 1. 橋本首相の音頭（在任期間平成8年1月～平成10年7月）
 - 平成8年6月 橋本ビジョン発表（①国内の経済・社会構造の激変、②大競争時代の到来）
 - ⇒ 「効率的でスリムな政府と活力ある社会・経済システムの構築は待たないの課題である」と力説
 - 平成8年11月 橋本演説 五大改革（①行政改革 ②経済構造改革 ③金融システム改革 ④社会保障構造改革 ⑤財政改革）
 - 平成9年1月 橋本演説 教育を加えて六大改革に
 - 平成10年7月 行政改革基本法成立
 - 行政改革推進本部スタート（小淵首相）
 - 平成11年1月 中央省庁改革関連法案大綱発表
 - 〃 4月 中央省庁改革関連法案閣議決定
 - 〃 7月 中央省庁改革関連法案可決成立
 - 平成13年1月 新体制スタート（森内閣）
- 第3. 平成13年4月 小泉内閣成立
 - 1. 内閣の布陣（閣僚の顔） ⇒ 派閥人事一新か？
 - 2. 官邸と与党（自民・公明・保守）との力関係は？
 - 3. 特命チームの活用

第4章 地方分権法の成立とまちづくり法

- 第1. 地方分権の歴史的経緯
 - 地方分権推進に関する動き
 - 平成5年6月 地方分権の推進に関する決議（衆議院・参議院両院）
 - 平成6年12月 地方分権の推進に関する大綱方針（閣議決定）
 - 平成7年5月 地方分権推進法成立（同年7月施行）
 - 〃 7月 地方分権推進委員会発足
 - 平成8年12月 地方分権推進委員会第1次勧告
 - 〔機関委任事務制度の廃止、国と地方公共団体の関係についての新たなルール、権限委譲など〕
 - 平成9年7月 地方分権推進委員会第2次勧告
 - 〔自治事務・法定受託事務の事務区分、国・地方関係調整ルール、必要規制、地方出先機関、地方行政機関、補助金、保財源など〕
 - 〃 9月 地方分権推進委員会第3次勧告（地方事務官、事務区分）
 - 〃 10月 地方分権推進委員会第4次勧告
 - （事務区分、国の関与、権限委譲、係争処理手続など）
 - 平成10年5月 地方分権推進計画閣議決定
 - 〃 11月 地方分権推進委員会第5次勧告
 - 〔公共事業、非公共事業、国が決定又は関与する各種開発・整備計画の見直しなど〕
 - 平成11年3月 地方分権一括法案閣議決定・国会提出
 - 〃 7月 地方分権一括法成立・公布
- 第2. 地方分権推進委員会が指摘したもの

- が本来果たすべき役割に係るものであって、都道府県においてその適正な処理を特に確保する必要があるとして法律又はこれに基づく政令に特に定めるもの
- 第5. 普通地方公共団体に対する国又は都道府県の関与等
 - 1. 関与の見直し
 - 2. 関与に関する三原則
 - (1) 法定主義の原則（自治法245の2）
 - (2) 一般法主義の原則（自治法245の3～8）
 - (3) 公正、透明の原則（自治法247～250の6）
 - 3. 関与の手続
 - (1) 助言・勧告、資料の提出の要求（自治法247、248）
 - (2) 是正の要求、指示（自治法249）
 - (3) 同意、許可、認可・承認（自治法250の2、250の3、250の4）
 - (4) 協議（自治法250）
 - (5) 届出（自治法250の5）
 - (6) 直接執行（自治法250の6）
- 第6. 都市計画の分野における地方分権
 - 1. 地方分権推進委員会の勧告
 - 2. 改正の概要
 - ① 68年法で国から都道府県・市町村へ都市計画決定の権限を委譲し、配分した（法15条）
 - ② しかし、都道府県と市町村の権限のバランスの要が必要
 - ⇒ 適正なバランスを目指す。
 - 3. 都市計画法上の機関委任事務の整理（法87条の5）
 - 4. 都市計画区域の指定、都市計画の決定等に対する国または都道府県知事の関与
 - 5. 市町村都市計画審議会の法定化
 - 6. 政令指定都市の都市計画決定権限の拡充（法87条の2）
 - 7. 市町村の都市計画決定権限の拡充・建設大臣の認可を要する都市計画の削減
 - 第7. 住民訴訟改正について
 - 1. 現行住民訴訟のシステム
 - 住民が違法な金支出をチェックするため、自治体の首長や職員を被告として訴訟
 - ⇒ 市民オンブズマン制度、市役所見直し制度として定着
 - ⇒ 情報公開制度と相まって大きな成果
 - 2. 改正論
 - ・濫訴の危険を強調
 - ・個人の負担を強調し、職員の委縮をもたらすと批判
 - 3. 改正は改善？
 - 第8. 住民投票の是非

資料43～45

3. 平成15年6月 舞台は経済財政諮問会議へ
⇒ 財務省(福田大臣) v.s 総務相(片山大臣) v.s 官庁の三すくみ
⇒ 「骨太の方針・第3弾」の中心は?

G8エビアン・サミット(平成15年6月1日～3日)
中東和平三者協議(平成15年6月4日)

第9章 編 小泉改革と小泉政治の再評価

第1章 小泉内閣の発足と小泉改革の到達点

参考:五十嵐敬喜、小川明雄著『都市再生』(平成15年 岩波新書)

資料46

- 第1. 平成13年4月 自民党総裁選(橋本 v.s 小泉) —— 小泉純一郎選出
⇒ 小泉内閣発足、80%の支持率

第2. 聖域なき構造改革

1. 経済財政諮問会議(骨太の方針 6月21日)(竹中平蔵経済財政担当相)

- ① 不良債権の早期(2、3年)処理
② 財政構造改革(歳入の見直し、国債発行を30兆円以下)
③ 経済の再生(1T国家の足固め) etc.

2. 行政改革・規制改革(石原伸晃行政担当相)

- 特殊法人、認可法人の改革・廃止
⇒ 特殊法人等改革推進本部中間まとめ(6月22日)
163の特殊・認可法人のうち157法人について統廃合、民営化
—— 日本道路公団など

3. 地方分権

- 地方交付税の見直し・財源移譲

4. 公共事業ビッグバン(大改革)

- 国土交通省独自案発表(平成13年6月21日)

- ⇒ ① 大規模ダム事業は実施計画調査の新規着手を凍結
② 高速道路の未事業化区間は採算性を精査し、整備手法を見直し
③ 約800の事業を再評価、進捗よくの見込みがない場合は中止
道路特定財源の一般財源化

第3. 日中、日韓、日米、米中、中台の外交関係緊張化

- ① 日中(台湾李登輝ビザ問題、セーフガード問題、ODA—政府開発援助—問題、領土問題、教科書問題、靖国参拝問題)
② 日韓(教科書問題、靖国参拝問題)
③ 日米(戦域ミサイル防衛—TMD構想問題、基地問題、集団的自衛権)
—— 映画「パールハーバー」の上映
④ 米中(東川橋接合事故、台湾への潜水艦売却)
⑤ 中台(軍事演習—軍事行動の可能性)

第1. 国際関係悪化

- アメリカの同時多発テロ発生(平成13年9月11日)
アフガン空襲(平成13年10月8日)
イラク戦争(平成15年3月20日～5月1日)

第5. 検討の論点

- ① テロか戦争か
② 文明の衝突か
③ 日本の役割は
④ 憲法は、自衛隊は
—— 周辺事態、有事関連3法(平成15年6月6日成立)
イラク新法(今国会にて成立を目指す方針)
⑤ 政治家・国民は役割を果たしているか

第6. 小泉改革の現状

1. 平成13年7月29日 参議院選挙で自民党圧勝、
2. 平成14年9月30日 柳沢金蔵担当相更迭 ⇒ 竹中経済財政相が兼任
3. 平成15年5月17日 リソナホールディングスへの公的資金投入(竹中ショック)
⇒ デフレ経済不況の克服は
4. 平成15年9月 自民党総裁選、衆議院選挙は?
① 都市再生と不良債権処理(不動産担保)との連動をどうするか?
② 民間資本投入による土地バブル再来への期待か?
③ 環境・市民・リサイクルなどに立脚した都市再生の必要性は?
④ 経済運営(不況、株価)は?
⑤ 日本丸の行方は?

第2章 小泉改革をどう評価するか

第1. 小泉改革の政治的側面

1. 自民党との確執

(1) 細川内閣

自民党政治を打破することによって生活者優先の政治、政官間のトライアングルの打破を目指す。

(2) 小泉内閣

「自民党という政権と自覚の中だからできる」というスタンス
⇒ 自民党内での勢力基盤が強い小泉内閣による都市再生が成功するためには、国民の高い支持と、自民党派勢力(従来の公共事業依存型、利益誘導型、国債依存型)による横やりの排除が不可欠。
⇒ 細川内閣が「八頭立ての馬車」に乗った不安定な連立政権だったのと同じく、小泉内閣もこのような脆弱的な政権。

2. 公共事業をめぐる確執

(1) 公共事業の削減(10%カット、3%カット)

- (2) 道路特定財源の見直し
(3) 都市再生等重点7分野への予算増大
⇒ メリハリ予算実現をめぐる確執
(4) 「ミスター公共事業」亀井静香の動きなど
(5) 政治抗争、能力闘争であることの認識

3. 道路公団改革をめぐる確執

第2. 経済的側面

1. 経済不況(デフレ)の克服は可能か
⇒ 景気対策か財政再建か(二者択一は正しいか?)
2. 不良債権の処理
3. 国債発行の30兆円枠の維持
4. 国際競争力(日本国債の格付け下落、外資の攻勢)

第3. 法的側面

1. マンション管理適正化推進法(平成13年12月成立、同年8月施行)
2. 都市再生特別措置法(平成14年3月成立、同年6月施行)
3. 都市再開発法の改正(平成14年3月成立、同年6月施行)
4. 土地区画整理法の改正(平成14年3月成立、同年6月施行)
5. マンション建替え円滑化法(平成14年6月成立)

第3章 小泉都市再生への期待とその危険性

第1. 都市再生本部の発足

1. 都市再生本部発足(平成13年5月)
—— 構造改革の一貫としての都市再生
小泉首相が本部長に就任
—— 所信表明演説(平成13年4月26日)
「都市の再生と土地の流動化を通じて都市の魅力と国際競争力を高めていく」

2. 地方 vs 都市という構図の心配

3. 都市再生の具体論

- (1) 21世紀型都市再生プロジェクト(平成13年6月14日) —— 東京集中
(2) 都心部の公務員宿舍敷地を民間に売却 —— 大規模再開発 —— 容積率の緩和
(3) 六本木ヒルズの完成(平成15年4月)
(4) 都市再生特別措置法の制定(平成14年6月)

第2. 総合規制改革会議 —— 規制改革の基本方針(平成13年7月24日)

(1) 都市再生について

- ① 不動産市場の透明性の確保
② 都市に係る各種規制の見直し
○ 容積率に係る制度の見直し
○ 合意形成ルールの明確化等による市街地再開発事業の迅速化
○ 市街地再開発事業の施行区域要件の見直し等
③ マンション建替えの円滑化
② 経済特区については、経済財政諮問会議においても並行して検討が続いている。

第3. 小泉都市再生の特徴

- (1) 官から民へ
(2) スピードと時限性
(3) 多岐決原理の尊重
(4) 都市再生「特区」 —— 思い切った発想(差別化)とその政策化

- ① 石原慎太郎都知事「東京都にカジノの設置を」
② 経済特区
③ 規制緩和特区

2. 中曽根アーバンネットワークとの異同
3. 賛成派、反対派

第9章 編 司法改革と小泉政治

第1. 背景

司法改革とは
①明治、②戦後と並ぶ第3の変革期(日経新聞1998年11月24日)

2. 割司法とは

紛争解決の手段として司法は期待される2割程度しか機能していないということ

第2. 経過(司法制度改革審議会の審議)

1. 平成11年7月 司法制度改革審議会設置(13名の委員)

- (1) 目的 ・2割司法からの脱皮
・国民にとって身近に利用しやすい制度に
・法曹一元(弁護士から裁判官へ)
・陪審、参審制(グリシャムのリーガル・サスペンス映画と対比)
(2) 構成 ・佐藤幸治委員長(憲法)、中坊公平弁護士も委員

2. 平成13年6月 最終意見書を内閣府へ提出(2年間にわたる審議)

- (1) 基本理念は、①制度的基盤の整備、②人的基盤の拡充、③国民的基盤の確立という3つの柱を掲げ、国民の意識を「お上」への統治客体から統治主体に転換することを前提として、その転換を促すこととしている。

- ⇒ 国民に利用しやすく、分かりやすく、頼りがいのある司法
・一般国民が刑事裁判に裁判官と共に加わる「裁判員」制を導入
・平成16年度から法科大学院をスタート
・平成22年ごろに司法試験合格者数を現在の3倍の年間3000人に
・民事訴訟の審理期間をおおむね半分に
・弁護士報酬を敗訴者が払う制度を一部導入
・被疑者に対する公的弁護制度を導入
・検察審査会の一定の議決に拘束力

(2) その後の展開

司法制度改革推進本部(総理大臣を本部長に、全閣僚をメンバーに、顧問会議と事務局を置く)を、平成13年内に設置し、3年以内の関連法の成立を目指す。

第3. 最近の動向(司法制度改革推進本部)(平成13年12月設置)

1. 法科大学院 —— 人的基盤の拡充

平成14年11月 「法科大学院関連法案」成立
平成15年6月 設置認可申請締切

2. 裁判迅速化(平成15年1月「裁判迅速化法案」国会提出) —— 制度的基盤の整備

(1) 現在の状況

民事事件で約11,000件、刑事事件の被告人数で260人以上が、1審判決が出るまでに2年以上の

時間を要している。

⇒ 10年以内にすべての裁判の1審判決を2年以内に出すことを目標とする「裁判迅速化法案」を国会に提出

② 問題点

迅速さを目指し、スピード訴訟優先の訴訟指揮が横行するなどの懸念

⇒ 法整備だけでなく、裁判官の人員増員や法廷外での紛争解決手続を充実を図るなどの方策により、裁判の充実化も合わせて実現しなければならない。

3. 裁判員制度（平成15年3月11日試案発表）—— 国民的基盤の確立

(1) 裁判員制度の意義と形態

資料47

国民の意見や社会常識を裁判に反映させるため、有権者から無作為に選ばれた国民が裁判官と協力して、有罪か無罪を決め量刑まで判断する。ドイツの参審員制度とアメリカの陪審員制度の折衷ともいえる日本独自のシステム。

(2) 試案の要旨

① 裁判員と裁判官の構成比

[A案] 裁判員3人に対して裁判員2～3人

[B案] 裁判員1～2人に対して裁判員9～11人

⇒ 裁判官優位のシステムを目指す最高裁や法務省の意思と、国民優位のシステムを目指す野の法曹の意思とがぶつかる。

② 裁判員の選任と確保

③ 報道のあり方

何人も裁判の公正を妨げるおそれのある行為を行ってはならず、報道機関は、裁判員らに事件に関する偏見を生じさせないよう配慮しなくてはならない。

⇒ 参審制や陪審制を採用している欧米諸国で報道規制を明確に規定しているのはイギリスだけで、基本的には報道機関の自主規制に委ねられている。表現の自由や国民の知る権利とも密接に関わるので慎重な議論が必要。

第3章 1 1 編 社説・コラム編

資料48～51

第1章 社説・主張

1. 日本経済新聞 平成15年5月18日 『経済再生、韓国に学ぶ』
2. 毎日新聞 平成15年5月2日 『ホームレス団体250人集結』
3. 毎日新聞 平成15年5月2日 『企業再建はコーン氏に学ぶ』
4. 朝日新聞 平成15年6月11日 『瞬時に把握 次の手直視』

第2章 コラム

第3章 1 2 編 問題自問自答編

第1章 都市問題検討の視点

- 第1. 都市問題と政治（政策）・経済・社会・文化との関連性
 - ⇒ 日本の民主主義や政治・経済の動向のチェックが不可欠
- 第2. 日本の都市法体系の不足性の確認
 1. 日本の都市法体系は複雑かつ滞り

都市法体系、まちづくり法体系の根本的見直し必要

- ⇒ 都市法の体系化・シンプル化（法律の統合）
- 2. 法律以外の要綱・通達を占めるウェイト大（国民には理解不能）
- 3. マンションの建替え、都市の更新（再開発）などのテーマに立法措置が後追い（日本の風土）
 - ⇒ 都市再開発は、〈可能なところ〉で可、「必要なところ」では不可
 - ⇒ 法の不備を反省し、その再編に取り組む必要あり。

第3. 見つけ直しの視点

1. 構造改革、規制緩和、都市再生、地方分権など言葉が一人歩き。内実の議論不十分
2. 土地所有権（論）まちづくりとは？土地利用とは？
 - 都市計画とは？規制とは？etc. の本質論の議論不十分
 - その都度、つけ焼き刃的に対処
3. 住宅金融債権管理機構（平成9年7月）中坊公平弁護士のスキャンダル
 - (1) 不良債権回収のため、あらゆる法的手段を駆使（借り得は許さない）
 - (2) スピード、効率、現場主義 ⇨ 旧日本型システムと正反対
 藤井良広著『中坊公平の闘い』（上）・（下）（日経ビジネス人文庫 平成13年）参照
- 第4. 司馬遼太郎の遺言
 - (1) 『土地と日本人』（中公文庫）（対談）
 - 「土地は国民の共有物だという大思想が日本に生まれる必要性」
 - (2) 風巻抄『日本に明日をつくるために』産経新聞平成8年2月12日（逝去当日）
 - 「住宅の問題がおこっている。日本国にもや明日がないようなこの事態に、せめて公的資金でそれを始末するのは当然なことである」
 - 「その始末の痛みを通じて、土地を無用にさわるのがいかに悪であったかを（略）国民の一人一人が感じねばならない。でなければ、日本国に明日はない」
 3. 『坂の上の雲』 —— 是非読んでほしい

第2章 戦後58年の日本国のシステムは機能しているか？

第1. 戦後58年の歴史を考える

—— 日中戦争、日米戦争から現在を考える

- ・ 1931年9月18日 柳条湖事件
- ・ 1941年12月8日 パールハーバー
- ・ 1945年8月15日 日本敗戦
- ・ 1951年9月8日 サンフランシスコ講和条約

第2. 日本の政治を考える

戦後58年間の自民党的体質（土壌国家、利益誘導、公共事業依存）の反省と克服の必要性

⇒ 構造改革の必要性 ⇨ 知事連合に期待（？）

第3. 憲法、自衛隊、有事立法を考える

第4. 経済と金融を考える

1. バブル崩壊 —— デフレ不況
2. 地価対策
3. りそせ銀行破綻 —— 竹中ショック
- 第5. 司法制度を考える
 1. 戦後58年の日本の法体系の見直しと司法制度改革の必要性

資料52

- (1) 事実上破綻して破産状態にあるもの多い（かつての不良債権と同じ）
- (2) 大蔵省が不良債権の実態を把握しておりながら公表しなかったことが、その処理を誤らせた
 - ⇒ 不良再開発事業の実態を把握している国土交通省はそれを公表すべき
 - ⇒ その上で公的資金を投入して救済するのか、切り捨てるのかの基準を明確に国民に示すべき
- (3) 不透明かつ場当たり的処理は大局を誤らせる
3. 再開発の現場毎の事業収益の状況、採算状況を公表するシステム（第三者による監査を含む）の必要性
 - (1) 再開発の独立採算制といってもその実態把握は難しい
 - (2) 大阪駅前事業、阿倍野事業の採算状況把握できず
 - ⇒ それではダメ。再開発は公的事業だから収支はわかりやすく公表すべき（事業完了後の固定資産税の増徴分、雇用拡大による経済効果なども入れ込んて）
 - (3) また、第三者による監査やコメントも議論のために必要
- 第5. なぜ弁護士として都市問題・土地問題に関与するのか
 - ① 日本の政治・経済を見る大きなバロメーター
 - ② 日本の民主主義を考える大きなバロメーター
 - ③ 日本のあらゆる法体系を考えるよき教科書
 - ④ 理念と現実とのバランスを考えるよきテーマ
 - ⑤ 「法的専門家かつ実践者」たる弁護士のテーマとして最適

以上

第3章 まちづくり法は機能しているか？

資料53

- 第1. 改正都市計画法（平成12年、平成14年）はどこまで定着するか
 - 32年ぶりの改正が「都市化社会」から「都市型社会」への移行という社会状況の変化をふまえたものという国民の共通認識を形成できるか？
- 第2. まちづくり法を官僚（国土交通省）の手から国民のものにする必要性
 1. あまりにも複雑、難解 ⇒ 国民にわかるまちづくり法の必要性
 2. 政令、要綱、通達による官僚指導の改善の必要性
- 第3. 再開発事業の問題点の克服は可能か？
 1. 都市再開発法および再開発事業の問題点とその克服の方向の研究（メニュー）は十分になされている。克服のためのキーワードも豊富（効果は明らかとなり治療方針もほぼ確立している）。
 - ⇒ 研究発表されている各種のメニューを1つずつ実施するだけで十分。
 2. 毎年の法改正、制度改正により対象法的に少しずつは改善している。
 3. しかし、予想以上にバブルの克服、不良債権処理が長引き、平成不況の克服ができない。この間、予想もしなかった、デパート、スーパーや銀行の倒産まで発生、構造改革のできていない業種、業態は青息吐息。
 - ⇒ 日本丸、日本株式会社自体の危機、国際的競争力の低下、が現実化
 4. 従って、再開発事業に限定した技術上の治療法だけでは、もはや無理。抜本的に日本経済が元気にならないとどうしようもない状態。
 - そのためには、官から民への移行と政治主導が必要。マスコミのあり方の問題も含めてリーダーシップを持った指導者が必要。小泉総理は救世主か（？）
- 第4. 都市計画、再開発の分野での大胆な改革の必要性
 1. 都市計画決定の廃止・変更のルールの変更の必要性
 - (1) 都市計画決定をしたまま放置しているもの多い
 - ⇒ これは問題の先送りだけ
 - (2) 必要な論議をしても実現不可能な事業を廃止する必要あり
 - (3) 奈良、西大寺の再開発中止の英断を注目
 2. 現在、事実上破綻している再開発について、早急に不良の実態を明らかにする必要がある